

<特集 日高市>

緊急総力特集 連続配信 第6弾！

2019年8月22日「日高市の民主主義が死んだ日」

日高市・谷ヶ崎照雄市長と日高市議会の「闇と狂気」！

8月22日、日高市臨時議会。日高市高麗本郷地区での開発計画が進んでいた太陽光発電所事業は、この計画阻止に執念を燃やす谷ヶ崎照雄市長の狂気に等しい市政の私物化によって、ついに「議案第37号 日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」が可決された。その瞬間、山田一繁議長は「全会一致で可決されました！」と勝利宣言にも聞こえる一声を挙げたが、実際には谷ヶ崎市長の傀儡（かいらい）同然の腐敗市議会保守派が、慎重派を制圧しての「でっち上げ可決」である。

谷ヶ崎市長とその一党は、祝杯に酔いしれていることだろうが、彼らはこの日が谷ヶ崎市政崩壊の序章であることに気がついてもない。日本国憲法と議会制民主主義、そして市民社会に唾を吐いた独裁市長・谷ヶ崎照雄を本紙は断じて許さず、その断罪の日まで紙面を通じて厳しく追及することを、ここに宣言する。



「やりましたね、殿！」「くるしゅうない。な？おれの思惑通りになったろ？」とでも言っているかの想像をかき立てさせる議場の金子昭副市長（もみ手…笑）と谷ヶ崎照雄市長

日高市議会史上「最高動員記録？」立ち見も出た議会傍聴席

8月22日午前9時過ぎ、本紙が日高市庁舎4階にある議会事務局で傍聴の手続きをした時点で、すでに数名の市民やメディアが傍聴券を手にしていましたが、10時の開会までに議会傍聴席は満席となった。同議場の傍聴席は、一般席40席と記者席8席、車椅子使用者席2席だが、記者席は開会前に定員オーバー。一般席も開会後にも駆けつけた人々で立ち見も出て60名ほどが傍聴席を埋め尽くした。

これほどの傍聴人が議会を見に来ることなど、日高市始まって以来のことだろう。

だが報道関係者を別にすれば、傍聴席の7割は条例賛成派（事業反対派）市民が占めていた。議席に着いた、あの虚偽答弁市議・松尾まよか市議（本紙は松尾市議が公式に虚偽答弁を撤回、謝罪しない限り“虚偽答弁市議”と表記する）が何度も傍聴席を振り返って見上げては、自らの支援者に対してなのか手を振る光景まで見られたことから、傍聴人のほとんどは条例可決を正当化する保守市議陣営が動員したとみて間違いないだろう。

2年半も「緊急」を放置した谷ヶ崎市政

この日の議会は「**議案第37号・日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例**」（以下「条例」）を可決するためだけに開かれた臨時議会だ。

市の執行部と保守市議軍団が事前に構成したシナリオの通り、最初に「**この臨時議会の会期は1日限り**」との議決を経てから始まった。要するに、最初から条例反対の質疑や審議などさせないというルールを口実に、谷ヶ崎市長と市議会は、条例の「**でっち上げ可決**」を、とにかく既成事実化したかったのである。

次いで谷ヶ崎市長と動議をかけた公明党・鈴木健夫市議から条例可決が「**緊急を要する**」ものである旨が宣言されたものの、なぜ「**緊急を要する**」のか執行部や市議会保守からの合理的な説明は、これまでも一切示されていない。

理由として景観保護を含めた「**環境保護**」「**自然保護**」「**災害防止**」との、一見もっともらしい文言は聞かれたが、それらが真の理由であれば、そもそも高麗本郷地区での事業計画が明らかになった時点、つまり少なくとも前事業者が動き始めた2017年以前から「**緊急**」でなければならなかったはずだ。

本紙特集第1弾で報じた通り、現在のTKM社が本件事業の権利を引き継いだ2017年1月から数えても、すでに2年半も経っているのだから、前掲の理由で「**緊急を要する**」のであれば、それは谷ヶ崎市政の不作為か、この期に及んでとってつけた「**真の理由隠し**」のための嘘八百でしかあるまい。

完全に「アウェー」状態の議場で孤軍奮闘の稲浦巖市議 発言を規制する山田一繁議長の「あからさまな質疑妨害」!

議会は続いて「**質疑**」に入った。すぐに挙手したのは稲浦巖市議。本紙取材にもコメントをくれた稲浦市議だが、同氏は自民党で原則保守であり、条例にも「**条件付き賛成**」の立場である。ところが市議会の周辺事情を探ってみると、稲浦市議は本紙にコメントが掲載されたことが災いしてなのか、事業者や本紙と組んで条例反対に回っていると邪推されているかの状況であった。

言明していることだが、本紙は太陽光発電事業の賛成・反対に言及しているのではなく、「**行政腐敗**」の観点からこの問題を追及している。ベテラン市議の稲浦氏も、本件条例可決に向けた市と市議会の異常な進め方に疑義を唱えているに過ぎない。卑しい者ほど、他人もそうだと邪推するものだが、谷ヶ崎市長と市議会からこそ、自らに「**ウラ**」があるから、異常な市政に対する稲浦氏の至極まともな反論に、なにかしらの利権でもあるかのように信じるのだろう。

何度でも繰り返すが、本件の異常さは条例可決が「**緊急**」だと訴える谷ヶ崎市長ら勢力の、問題のすり替えである。

高麗本郷地区での事業計画は2年以上も前に動いており、当然、谷ヶ崎市長も市職員も市議会もそれを知っていた。同地区の景観保護・自然保護を理由にするならば、今頃になって（このわずか数週間で）「**緊急**」の議案にでっち上げて条例を可決することのほろが明らかに「**ウラ**」がある（この真相については後述する）。

メディアは、この経緯を知らないか疑問にも思わないのか、結果的に条例可決を報じただけである。この議決自体の違法性には考えも及ばないようだ。

さて、稲浦市議が登壇し質疑を開始した数分後、山田一繁議長が「**休憩します**」と声を挙げて稲浦氏の質疑を中断した。なにごとかと思えば「**あの、これは質疑ですから、意見を述べる場じゃないんですよ。この条例議案の、何ページの何条のどこについて質問するというかたちじゃないと**」と稲浦氏に注意したのである。

まず開幕早々の山田議長による、この制止が異常だ。国会でさえ、このような場面はそうそう見られない。質疑というものは単に「**なぜ、ここがこうなっているのか?**」と質問するだけではなく、その質問主旨の前提としての見解を前段に述べることなど普通のことだからである。どの議会の質疑でも、まず質問者の前段の解釈が説明された後に「**そこで質問しますが**」と展開する。

だが山田議長は、稲浦市議が質問主旨を述べる前提意見を制止した。いわば「**あなたの意見なんて、どうでもいいんだよ。議案に書かれた文言に対してだけ質問しろ**」と言っているも同然なのである。言うまでもなく、この議案とやらは100%条例化を画策した谷ヶ崎市長とその勢力だけで書いた作文に過ぎない。

前提として、なぜこの作文に至ったのかという文書化以前の背景事情に言及しなければ、条例案とやらに隠された謀議を追及することはできない。稲浦市議は、眼前に座る市議ら2、3名を除いて全員が市長派閥だということを承知している。だから、稲浦氏はむしろ傍聴席を埋めた市民やマスコミに向けて、質疑の理由を述べるべきだと考えたかのように見えた。

ところが山田議長は、始まってわずか数分で稲浦市議の発言を制止したのである。

谷ヶ崎市長以下、条例可決ありきの勢力に、あからさまに与した議事を執る山田議長もまた、谷ヶ崎市長に牙を抜かれて飼い慣らされた犬ではないのか？（山田一繁氏に断っておくが、これは本紙の意見表明であり事実の摘示ではない）。

山田議長は稲浦氏の発言を制止したうえで「**三役！**」と、議会副議長・大澤博行市議と、議会運営委員長・吉本新司市議を手招きした。

「**三役**」とは、この2名に山田議長自身を含めた議会役職3者を意味する。



ほとんど吊し上げ同然で「**でっち上げ可決**」市議らに包囲される稲浦市議

「**三役**」などとは笑止千万で、ことの始めから審議によって判断するという公正な立場の市議など不在の「**でっち上げ可決劇場**」としての臨時議会なのだから、事実上、稲

浦市議を縛り上げることが目的の休憩であり、健全な議会制民主主義の観点から言えば、山田・大澤・吉本ら各市議は「三役」どころか「三厄」でしかない。

黒子の環境課長・相磯(あいそ)氏、 再三、議場に現れては「ボスに答弁を指示」!

完全に「アウェー」に置かれた稲浦市議は、それでもこの日の議会でただ1人のまともな政治家として、粘り強く条例可決に反論した。山田議長の制止に加えて、議席に戻ってもチンピラ同然のヤジを飛ばす副議長とやらの大澤市議の妨害にも耐えながら、稲浦市議は市に対して質疑を続けた。

ここで答弁に詰まった市の執行部に助け舟を出したのも山田議長である。自ら決め打ちの作文による条例案を出しておきながら、その条文に書かれたことを問われて即答できない市民生活部長の関祐江氏も矛盾に満ちているが、山田議長は「**どう回答すれば良いか**」とばかりに手元の資料を慌ててめくる市側に「**休憩**」として時間を与える。

こうした場面が何度も見られたが、その度に議長席後方の舞台裏から議場に登場したのが市民生活部環境課長・相磯(あいそ)剛啓氏である。関市民生活部長が即答できないでいると、「**黒子**」のように腰をかがめてそそくさと姿を見せては、ボスである関氏に回答を指示していた。



相磯環境課長（中腰で書面を手に指示）と関部長（中央の女性職員）。

「おい、大丈夫か？」とばかりに振り返る金子副市長

この光景からは、条例案を書いた人物が相磯氏であることがうかがえる。

後日の本紙特集で公開するが、本紙が谷ヶ崎市長に宛てた取材質問書の返信（臨時議会の前日8月21日に本紙にFAXで着信）は、名義こそ市長であるが執筆者は相磯氏であった。つまり、「**条例＝相磯氏による作文＝谷ヶ崎市長**」という構図である。相磯氏は谷ヶ崎市長から余程信頼されているのだろうが、同氏が関部長に指示した回答は今後、谷ヶ崎市政の「**致命傷となるミス**」を犯していた。

市民生活部長、憲法29条を無視の「**とんでも答弁**」!

稲浦市議は質疑の中で、事業者・TKM社の弁護士が市に送付していた意見書に触れた。それは条例案が、憲法29条に抵触すると考えられる旨についてだ。

憲法29条とは国民の財産権を保障するもので、次のように定められている。

憲法第29条

1. 財産権は、これを侵してはならない。
2. 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
3. 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

谷ヶ崎市政と市議会は、憲法29条の2項に独善的な解釈を加え、本件条例による規制は「**公共の福祉に適合する**」と言明した。

これに対して稲浦市議は同条3項に言及し「**条例可決によって、地権者や事業者から損害賠償訴訟が提訴された場合、その支出はどこが負担するのか?**」と質疑したのである。条例が、財産権を保障する憲法29条に反するとした地権者らに訴えられた場合にどうするのか? という、あまりにも基本的な質問である。

しかし、ここで「**黒子の相磯氏**」がボス・関部長に耳打ちした後に発せられた市の答弁は、耳を疑うようなものだった。

「条例の目的は公共の福祉に適合するものであり、そのようなこと(賠償請求訴訟)などは起きることはないものと考えますので(賠償金の負担元については)想定しておりません」

これが本当に、仮にも自治体の公式な回答だろうか? 日高市は、いや谷ヶ崎市長や「**黒子の相磯氏**」や日高市議らは裁判も経験したことがないのだろうか? 敵に塩を送ることもないが、密かに本紙記事を「**愛読**」しているであろう谷ヶ崎陣営に教えておこう。訴訟というものは、訴えられ被告となれば防御しなければならない。

なにもしなければ原告の主張がそのまま判決されるので、賠償請求訴訟であれば被告の賠償責任が確定してしまう。本件では地権者や事業者が、日高市を相手取って損害賠償請求訴訟を提訴した場合、市はその時点で訴訟代理人を必要とする（谷ヶ崎市長が本人訴訟に挑むのであれば話はべつだが）。当然、その時点で金額の多寡にかかわらず市は法務費用を支出することになる。市の顧問弁護士がいくらで雇われているのか知らないが、顧問弁護士でも訴訟代理人を委任する場合には別途の契約を結ぶことが通常だ。

そして訴訟弁護士は裁判で争われる訴額に応じて着手金と成功報酬を決めることが普通だ。本件事業を違法な議会による違法な条例可決によって中止されたと訴えられれば、この事業規模では数十億円の提訴となるはずだ。その場合、着手金だけで数千万円となることも珍しくない。谷ヶ崎市長や**「黒子の相磯氏」**らが**「想定しない」**のは勝手だが、訴訟は相手方の自由である。想定しなくても訴えられたら、その時点で市の支出は避けられないことになるが、それを市税から払うつもりだろうか？（まあ、少なくとも条例可決に向けて暗躍した市民らは、道義的にも負担の義務はあるかもしれない）。

間抜けなことに谷ヶ崎市長らは、稲浦市議の質疑を理解できずに**「損害賠償が認められた場合」**のことだけを**「想定していない」**と言ったのだろう。**「公共の福祉」**に適合しているのだから、地権者や事業者が訴えたとしても、損害賠償など認められることなどあり得ないと信じているのだ（それも最高裁判例を知らない無知としか言いようがないが）。しかし実際には、市は訴えられた時点で法務費用を払うことになるのだ。

その責任を誰が負うかなど気にもしておらず、また**「そうならばなつたで、別に俺が自費で払うわけじゃないし、知ったことではない」**とでもいうのが谷ヶ崎市長の了見なのだろうか？ ここまでくると、もしかすると**「黒子の相磯氏」**は、実は谷ヶ崎市長の失脚を狙う反市長分子で、故意にこのような致命的な答弁を指示したのかとさえ想像してしまう。

憲法29条3項を完全無視の「盗賊・谷ヶ崎市政」!

それ以前に、谷ヶ崎市政は重大な問題を平然と無視している。憲法 29 条 3 項を再度確認して頂きたい。

『私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。』

この**「私有財産は、正当な補償の下に」**という点を、条例は完全に無視している。仮に**「公共のために用いられる」**との大義が通用したとしても、国家や自治体が国民の私有財産を**「タダでぶん盗っても良し」**などとは定めていない。当たり前である。

ところが、日高市の本条例が規定する各条項のどこにも、この憲法29条3項を担保する条文が存在しないのである。

それどころか、さらにとんでもない条項が規定されていた。

＜日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例＞

第6条（市民の義務） 市民は、第1条の目的を達成するため、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

第7条（土地所有者等の責務） 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、当該土地を適正に管理しなければならない。

これら条項が意味することは、条例が規制する保護地域に入る土地は、それが市民の私有財産であっても、市はその買い取りや賃借や代替地の提供などの**「正当な補償」**を一切しないどころか、条例のために自費で管理せよというものである。

このようなデタラメ条例に賛成する市民は、おそらく条例をまともに読んでいないか、**「メガソーラー反対」**のシュプレヒコールに思考停止してしまい、冷静に判断できていないのではないのか？

稲浦市議はこの点に警鐘を鳴らすべく**「たとえば道路拡張の際の土地の収用にしても、なんらかの補償がある」**と例を引きながら質疑したのだ。しかし、憲法29条に対する市の回答は、**「公共の福祉に適合しているから、財産権の侵害には当たらない。従って、損害賠償訴訟など提訴されても、そんなものは司法が認めるはずもないから想定していない」**というものである。

しかも、仮に**「公共の福祉に適合」**するとしても**「正当な補償」**を条件としている憲法を無視して良いとする根拠の説明は一切ない。理由と目的がなんであれ、他人の私有財産を問答無用で奪い取り、その上で市の財産としての景観保護に耐えるよう自費でキレイにしておけと言ひ、市民とその財産を行政の支配下に置くなどとする条例は前代未聞であり、「条例」などと呼べる代物ではない。条例に賛成した（ごく一部の）日高市民と、議会を取材したメディアは、なぜこんな単純な落とし穴を気にも留めないのか？

本紙が、8月22日を「日高市の民主主義が死んだ日」と表し、この条例可決を主導した谷ヶ崎照雄市長を断じて許さないと宣言したのは、憲法さえ踏みにじる盗賊市政の首領だからである。

次回第7弾は、

「8.22」の後編と、さらに谷ヶ崎市長の決定的な「ウソ」を告発する！